

防人計第14088号
令和3年8月16日

陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課長
海上幕僚監部人事教育部人事計画課長 殿
航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課長

人事教育局人事計画・補任課長
(公 印 省 略)

任期制自衛官退職時進学支援給付金の課税上の取扱いについて
(通知)

標記について、任期制自衛官退職時進学支援給付金支給要綱の試行について
(防人計(事)第91号。令和3年3月31日)の規定に基づき、別紙のとおり
定めたので通知する。

関連文書：防人計(事)第91号(令和3年3月31日)
添付書類：別紙

任期制自衛官退職時進学支援給付金の課税上の取扱い

1 課税上の取扱い

任期制自衛官退職時進学支援給付金支給要綱（以下「支給要綱」という。）に基づき支払われる給付金については、支給要綱に規定する給付金の趣旨及び給付金の実質を踏まえ、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条に規定する給与所得として取扱うこととする。

2 具体的課税方法

給付金に係る源泉徴収は、所得税法第186条第1項第2号ロの規定により、所得税を徴収し、あわせて復興特別所得税を徴収することにより行うものとする。

3 支給明細書及び源泉徴収票の作成、送付

給付金の支給機関は、給付金を支払う際に、前項の規定による源泉徴収を行い、別記様式による任期制自衛官退職時進学支援給付金支給明細書を作成の上、被認定者に送付するものとする。また、給付金の支給機関は、その年における支払額が確定した給付金について、被認定者ごとに源泉徴収票を作成し、その年の翌年1月31日までに、被認定者に送付するものとする。

4 その他

担当地方協力本部の長は、支給要綱第9第2項の規定による支給認定通知書を被認定者に送付する際には、実際に支払われる給付金は、当該認定通知書に記載する支給額から所得税及び復興特別所得税を差し引いた額となる旨、あわせて周知されたい。

